

諮問(情)第40号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市内に所在する在日本朝鮮人総連合会の施設(以下「在日本朝鮮人総連合会」を「朝鮮総連」といい、「在日本朝鮮人総連合会の施設」を「朝鮮総連施設」という。)に係る固定資産税の減免に関する公文書(以下「本件対象公文書」という。)について、市長(以下「諮問庁」という。)が一部公開決定(以下「原決定」という。)により非公開とした部分のうち、異動年月日については公開すべきであるが、残りの部分については非公開が妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成22年5月28日に行った市内に所在する朝鮮総連施設に係る固定資産税減免に関する公文書の公開請求(以下「本件請求」という。)に対して諮問庁が行った原決定を取り消し、非公開となった部分の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

朝鮮総連施設のうち、市が固定資産税を減免した部分については、政府関係情報等に該当し、その減免額等のあらゆる情報について説明すべき責任を有するので、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

市は、朝鮮総連施設の減免対象部分について、地方税法において非課税と定める領事館施設に準じる施設であり、公益があるものと認められるため、減免対象としているが、領事館施設やそれに準じる施設に当たるといえないことは明らかである。本件の朝鮮総連施設についても、固定資産税を減免とした措置は違法と判断されるから、減免額は公開されるべきであり、法人情報として保護すべき対象ではない。

仮に、朝鮮総連施設が領事館に準じる施設であるとすれば、その減免に係る事実等は、市民に対し説明する責任があるというべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象公文書

(1) 固定資産税・都市計画税減免申請書(以下「減免申請書」という。)

(2) 起案「特定法人に係る固定資産税・都市計画税の減免について」(以下「起案」という。)

減免に係る諮問庁内部での検討起案で、朝鮮総連施設に対する(一部減免)税額算出表(平成21年度)、家屋評価調書(評価調査書)、名寄帳兼賦課台帳(以下「名寄帳」という。)平成21年度朝鮮総連対応経過が添付されている。

- (3) 平成21年度固定資産税・都市計画税価格等決定(修正)賦課決定伺書(以下「決定伺書」という。)

2 非公開部分

上記対象公文書の非公開部分は、それぞれ次のとおりである。

(1) 減免申請書

納税通知書番号、税額、減免対象外の資産に関する部分、約定書の一部、施設の管理規則の一部

(2) 起案

減免対象外の資産に関する部分、課税標準額、税額、価格、所有者コード(個人)、所有者コード(法人)、所有者氏名、異動年月日、㎡当り再建築費評点数、再建築費評点数、評価額、本則価格、納税通知書番号、資産の内訳欄、納付状況に関する部分、個人の氏名等に関する部分

(3) 決定伺書

納税通知書番号、課税標準額、税額、価格、負担水準

3 非公開理由該当性

(1) 条例第7条第1号該当性

ア 個人の所有者に係る所有者コードは、固定資産の所有者に割り当てた固有の番号で、公開を予定しておらず、一般に納税義務者しか知り得ないものであることから、地方税業務に関連した問い合わせや申請において本人であることの真正性を担保する機能をもつ情報である。したがって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ例外的に公開される情報を定めた同号ただし書きアからウのいずれにも該当しない。

イ 所有者氏名、個人の氏名等に関する部分、異動年月日については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ例外的に公開される情報を定めた同号ただし書きアからウのいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第2号ア該当性

ア 法人の所有者に係る所有者コードは、固定資産の所有者に割り当てた固有の番号で、公開を予定しておらず、納入通知書番号はこの所有者コードの頭に区コードを付けたものであり、同様に公開を予定しておらず、いずれも地方税業務に関連した問い合わせや申請において、当該資産を保有する法人であることの真正性を担保する機能をもつ情報であり、これらを公開すると法人の競争上の地位その他正当な権利利益を害する。

イ 納付状況に関する部分は、特定の時期において税を納付しているかいないか等の

情報であり、一般に公開されていない法人の内部管理情報である。これを公開することにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害する。

ウ 税額、価格、㎡当り再建築費評点数、再建築費評点数、評価額、本則価格、課税標準額及び負担水準については、法人が所有する資産の評価価値に関する情報であり、一般に公開を予定しておらず、これらを公開すると、売買や賃貸借契約等の取引を行う際に有利な交渉を進められなくなる等、法人の事業運営上の地位が損なわれると認められる。

エ 名寄帳の中の資産の内訳欄については、減免対象となっている固定資産が記載されるが、名寄帳が納税義務者ごとにその所有する固定資産を集約して記載したものであることから、一部分を公開すると、法人が減免対象となった固定資産以外にも資産を保有しているか否かが明らかになってしまう。このような固定資産の保有状況は、一般に公にされていない法人の内部管理情報であり、これを公開することで、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

オ 減免対象外の資産に関する部分については、法人の資産保有状況に関する情報であり、法人の財務状況推測の材料となるものであるとともに、通常、外部の者が知り得ないものであるから、これを公開すると法人の正当な利益を害する。

カ 約定書の一部及び管理規則の一部については、法人等の権利関係に関する情報であり、一般に公にされているものではなく、これらを公開すると法人の正当な利益を害する。

(3) 条例第7条第6号該当性

地方税法第22条では、地方税に関する事務に従事する職員は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされており、秘密とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実とされている。

本件非公開情報は、一般に知られていない課税に関する情報であり、また、他人に知られないことについて相当の利益を有するため、地方税法第22条に規定する秘密に当たり、条例第7条第6号に該当する。

また、地方税法第382条の2及び第382条の3では、固定資産税台帳の閲覧及び記載事項の証明を求めることができる者、範囲等について制約を設けている。このことから、課税に係る情報については、原則として地方税法第22条に規定する秘密に当たり、非公開とすべきである。

第4 審査会の判断

1 本件対象公文書

本件請求は、市内に所在する朝鮮総連施設に係る直近の固定資産税減免に関する公文書の公開を求めるものである。諮問庁は、対象公文書として、減免申請書、起案、決定伺書を特定した。

2 本件非公開部分

本件対象公文書のうち、原決定において非公開とされた部分は、納税通知書番号、税額、減免対象外の資産に関する部分、約定書の一部、管理規則の一部、課税標準額、価格、所有者コード(個人)、所有者コード(法人)、所有者氏名、異動年月日、m²当り再建築費評点数、再建築費評点数、評価額、本則価格、名寄帳の資産の内訳欄、納付状況に関する部分、個人の氏名等に関する部分及び負担水準である。

3 非公開情報該当性

(1) 条例第7条第1号該当性

ア 所有者コード(個人)

本件対象公文書に記載されている個人に係る所有者コードは、市が朝鮮総連施設の実質的な所有者を特定の個人と認定していた時期に、納税義務者として番号を割り当てた特定の個人に固有のものである。所有者コードは、通常、納税義務者本人しか知り得ない情報であることから、問い合わせや申請において所有者コードを知っていることをもって本人であることの真正性を確認する機能を持っている。したがって、これを公にすると、特定の個人を識別することができるほか、第三者に冒用されることで、個人の資産に関する情報が悪用され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、異議申立人は、朝鮮総連施設について、領事館施設に準じる施設であるという公益性をもって減免するのであれば、減免に関する情報を市民に対して説明する責任があると主張しているが、本件は、条例第7条第1号ただし書きアからウのいずれにも該当しない。

イ 所有者及び個人の氏名等に関する部分

所有者及び個人の氏名等に関する部分については、いずれも個人を識別することができる情報と認められることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、異議申立人は、朝鮮総連施設について、領事館施設に準じる施設であるという公益性をもって減免するのであれば、減免に関する情報を市民に対して説明する責任があると主張しているが、本件は、条例第7条第1号ただし書きアからウのいずれにも該当しない。

ウ 異動年月日

異動年月日は、朝鮮総連施設が未登記であった期間において、納税義務者に異動があった時期を示す情報である。朝鮮総連施設は未登記であったことから、異動年月日は、登記簿と照合することで明らかになる情報ではない。こうした状況を考慮すると、上記イのとおり個人の所有者の氏名を非公開にするのであれば、異動年月日のみを公にしても特定の個人を識別することはできないことから、条例第7条第1号には該当しないと判断する。したがって、異動年月日は公開されるべきである。

(2) 条例第7条第2号ア該当性

ア 所有者コード(法人)及び納税通知書番号

納税通知書番号は、所有者コードに各区の固有の番号を加えたもので、いずれも市が納税義務者である法人に割り当てた固有の番号である。これらの情報は、通常、

納税義務者しか知り得ない情報であることから、問い合わせや申請において、これらの番号を知っていることをもって納税義務者である法人に係る者であることの真正性を担保する機能を持っている。したがって、これを公にすると、第三者に冒用されることで、法人の資産に関する情報が悪用され、法人の正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

イ 税額、課税標準額、価格、 m^2 当り再建築費評点数、再建築費評点数、評価額、本則価格、負担水準

これらの情報は、法人が保有する固定資産の評価価値に関する情報であり、課税のために調査をすることではじめて得ることのできるものであることから、一般に公にされている情報ではない。これらを公にすることで法人が保有する資産の評価等が明らかになり、法人の正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

ウ 減免対象外の資産に関する部分及び資産の内訳欄

減免申請書及び起案の中には、減免の対象になっていない固定資産の所在や評価、現況に関する情報が記載されている。減免対象となっている資産については、減免に対する説明責任があることに鑑みて公開しているものの、減免の対象となっていない資産については、法人の内部管理情報であり、これを公にすることで、法人の保有する資産状況が明らかになり、法人の正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

また、資産の内訳欄は、名寄帳において当該法人が区内に所有する固定資産を集約して記載した部分であり、これを公にすることで法人の所有する資産の状況が一覧的にわかることになり、当該法人の正当な利益が害されると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

エ 約定書及び施設の管理規則の一部

約定書及び施設の管理規則は、当該固定資産を保有する法人が、これを利用する朝鮮総連に対して無償で貸与していることを証明するために提出されたものである。したがって、無償で貸与していることがわかる部分については、減免が適正に行われていることを説明する責任があることに鑑みて公開する必要があるものの、それ以外の法人の権利関係について記述されている部分については、法人の内部管理情報であり、これを公にすることで、当該法人の正当な利益が害されると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

オ 納付状況に関する部分

納付状況に関する部分については、当該法人の内部管理情報であり、これを公にすることで、当該法人の正当な利益が害されると認められることから、条例第7条第2号アに該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性

諮問庁は、上記2の本件非公開部分について地方税法第22条に規定する秘密に該当するとし、条例第7条第6号にも該当すると主張しているが、すでに第1号及び第

2号により非公開と判断した部分については、当審査会として、この主張について判断するまでもない。

ただし、上記3(1)ウの異動年月日については、条例第7条第1号に該当しないと判断をしているので、この点について第6号の該当性を検討する。

地方税法第22条の秘密とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られていないことについて相当の利益を有すると認められるもの、すなわち、実質秘をいう。第6号の非公開情報に該当するのは、上記の実質秘に当たるものだけであり、第6号を理由に税情報がただちに非公開となるものではない。

本件においては、条例第7条第1号に該当する情報については秘密に該当するものの、特定の個人を識別することができない情報については、公にしても何ら個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられないため、秘密には該当しないと解される。したがって、異動年月日については、第1号に該当しない以上、第6号にも該当しないと判断する。

4 その他

異議申立人は、当該減免の違法性を理由に非公開部分を公開するべきであると主張しているが、当該減免が違法であるということを示す事実を確認することはできないことから、判断に影響するものではない。

5 結論

以上のことから、第1のとおり判断する。

第5 審議経過

次表のとおり。

審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成 22 年 10 月 19 日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成 22 年 10 月 29 日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成 23 年 2 月 7 日 (第 88 回審査会)	事案の概要説明
平成 23 年 2 月 25 日 (第 89 回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成 23 年 3 月 10 日 (第 90 回審査会)	審 議
平成 23 年 3 月 18 日 (第 91 回審査会)	審 議
平成 23 年 3 月 29 日	答 申